

# 船舶事故調査報告書

平成30年3月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成29年8月20日 12時10分ごろ
発生場所	滋賀県大津市琵琶湖大橋西端部北方沖（琵琶湖南西部） 小野四等三角点から真方位119°800m付近 （概位 北緯35°08.6′ 東経135°55.6′）
事故の概要	プレジャーボートエアロギア2は、浮体をえい航して遊走中、浮体の搭乗者1人が負傷した。
事故調査の経過	平成29年9月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート エアロギア2、1.5トン 253-29424 滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊 搭乗者A
負傷者	重傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 水象：波高 約0.3m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者Aほか2人が乗ったバナナボートと称する浮体（以下「本件浮体」という。）をえい航して遊走していた。 搭乗者Aは、本件浮体の取っ手をつかんでいたものの、本船が増速して旋回した際、体勢を崩して身体を支えることができなくなり、他の搭乗者2人と共に落水した。 搭乗者Aは、救急車で病院に搬送され、中心性頸髄損傷と診断された。 搭乗者3人は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、本件浮体をえい航して遊走中、増速して旋回したことから、搭乗者Aが、身体を支えることができなくなって落水し、負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件浮体をえい航して遊走中、増速して旋回したため、搭乗者Aが身体を支えることができなくなって落水したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・浮体をえい航して旋回する場合は、搭乗者が落水して負傷することのないよう十分に減速すること。